

Title	現代財政学に関する若干の疑問：一つの覚書
Sub Title	Some questions in the theories of public finance
Author	高木, 壽一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.10 (1956. 10) ,p.689(1)- 702(14)
JaLC DOI	10.14991/001.19561001-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19561001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評及び紹介

J・A・C・ブラウン著『産業の社會心理』……………中 鉢 正 美(六〇)
 — 工場における人間關係 —
 M・サコフ『社會主義の經濟的カテゴリーとしての原價』……………加 藤 寛(六三)
 經濟史發展の現段階……………渡 邊 國 廣(六四)
 物價史の研究について……………渡 邊 國 廣(六六)

現代財政學に關する若干の疑問

— 一つの覺書 —

高 木 壽 一

は し が き

財政學の研究を進めて行くに當つて、たとえ一般に承認されていることであつても、私には承服し得ないいくつかの疑問がある。それは初歩的な問題であつてまた基本的な問題であることもある。ここに、かねて私が持つていくつかの疑問を提示する。それらがすべて、とるに足らない疑問であるか。或は考慮を拂うに足る疑問であるか。讀者の創造的批判を得たいと思つて、卒直に私の疑問を披瀝する。本論の一部は他の機會に發表したものもあるが、本誌の讀者殊に經濟學部の學生諸君のうちには讀んでいない人々も多いと思ふので若干書き改めてここに發表する。

一、貨幣のない社會には財政現象は存在し得ないか

財政または財政活動といふことは、古くから、何等かの形態の國家公共體の貨幣(または資金)の調達と運用に關することであると理解されている。財政活動を行うのは國家公共體の政府である。財

現代財政學に關する若干の疑問

政活動の主體—財政主體は政府であるが、その財政活動は政府の money-raising と money-spending の活動であると理解されていることが多い。財政または財政活動は、過去および現在に於ける經驗的事實として、貨幣(または資金)の調達および運用(使用)の形態をとつてゐる。財政活動は一般に經驗的事實として貨幣と結びつてゐる。しかし、貨幣のない社會に於ては財政活動は行われ得ないか。貨幣のない社會には財政現象は存在し得ないか。

先頃、宇佐美誠次郎・谷山治雄兩氏の共編・共譯の『現代財政論』が刊行されたが、その書には十三編の興味深いまた示唆に富む論文が収録されている。殊に私が興味を感じたのは、デイヤチエニコの「ソヴェト財政の本質と機能」と、アラハベルジャンの「國民所得分配に於けるソヴェト財政制度の役割」である。

デイヤチエニコの論文の一節に「財政に關する科學は、貨幣資金そのものを研究するのではなく、貨幣資金の形成・分配・利用を媒介する社會的關係を研究するのである。資金の大きさや構成ではなく、貨幣資金の形成・分配・利用を媒介する經濟的關係が、いろいろ

るな社會經濟形態のもとでの財政の内容・機能・使用の特質を規定するのである。

財政は國家の本質と機能とに歴史的に不可分に結びついている貨幣體系となつて現われる。……(宇佐美・谷山共編、現代財政論、二〇、四―五頁)。またアラハベルジャンの論文の一節に「貨幣・信用・財政はそれぞれソヴェト權力がブルジョア經濟學の武器庫からとり出して、社會主義的國民經濟の發展の要求に適應させた經濟的道具の一つである。ソヴェト財政は特別な種類の財政である。わが國では資本主義財政の形態・外皮だけがのこり、その本質は根本的に變化している。社會主義のもとでの財政の客觀的必然性は、特別の種類の商品生産が存在し、制限された範圍で價值法則が作用していることに關連し、社會的生產物の生産・分配過程における價值と價值形態利用の必要と結びついている。財政資金およびそれに照應する諸關係の形成と利用は、貨幣經濟が存在し、國民所得の生産・分配・利用が、貨幣(價值)表現をとるところで行われる。

財政は、社會的生產の價值的(貨幣形態における)側面を反映する。價值・價值形態のないところには、したがつて貨幣のないところには財政關係もまたありえない……(同書、二二七―八頁)。

この二の論文の右の章句を讀んで、かねて私が持つていた疑問が強く驅り立てられた。財政學は財政または財政現象を研究する社會科學であるという場合に、その財政現象は社會現象であり、社會關係の一の發現形態―現象形態であるから、財政學は社會的財政關係を―財政現象に發現している社會の財政關係を研究しているのでは

るといふのは正しいと私は思つてゐる。しかし社會的財政關係(その現われとしての財政現象)は「貨幣體系」または貨幣關係だけであらうか。「貨幣のないところには財政的關係はあり得ない」であるか。私はこれを疑問とする。貨幣のない社會にも財政關係、その發現形態として財政現象が存在し得ると思ふのである。

過去の經驗的事實として、ソ連に於て、貨幣のない―貨幣關係を持たない財政現象―財政活動が現實に存在したことがあるのではないか。戰時共產主義の段階―殊にその最終段階に於て、賣買による交換(商品流通)が禁止され、貨幣の價值は事實上無價值になるまで下落して貨幣はその機能を全く喪失した。貨幣を持つことによつて人が人を支配する關係は消滅した。財貨および用役は國家(公共)權力によつて無償で人民から徴發され、また無償で人民に提供された。その場合にソ連の共產主義社會には貨幣なくして(貨幣が全くその機能を失つて)―貨幣關係なくして、國家による財貨と用役の調達(無償徴發)とその處分(財貨と用役の無償提供)という活動が行われたのであつて、それは財政活動であり財政現象である。従つて、ソ連の戰時共產主義の段階を例とすれば、過去の經驗的事實に於ても、貨幣のないところには財政的關係はあり得ないという解釋は誤りであると思ふ。

ソ連の現在の段階は社會主義の段階で、共產主義社會への移行の準備の段階であるという。若し將來、共產主義社會に移行すれば、「國家は死滅して行くが社會は残る。全國民的所有の繼承者は社會そのもの、即ちその中央指導機關である」という(スターリン、一九五二年九月二十八日附論文)。その中央指導機關が、その共產主義

社會を指導して行くためには少くとも中央指導機關を構成する人々の勞務と、何等かの財貨と用役を必要としよう。社會的財貨と勞働力の配置のバランスを指導統制するためにも、中央指導機關がその任務を遂行するために、財貨と用役に対する需要―財政需要を生ずる。その需要を充足するために財貨と用役の調達と處分の活動―財政活動が行われよう。ソ連の現在の社會主義の段階の經濟法則は國民經濟が計畫性をもつて(釣り合いを保つて)發展することだといふ。國民經濟の正しい釣り合いを定める最も重要な方法の一は、バランス體系をつくることであるが、そのバランスは、物材(現物)バランスと、貨幣形態で現わしたバランスと、勞働力バランスとにわかれるという(ソ連、經濟學教科書、邦譯第三分冊、七一―三頁、七二―五頁)。假りに、共產主義社會になつた場合にも、この物材バランス、貨幣バランス、勞働力バランスを必ずすべて必要とするか。

貨幣バランスという條件なしで、中央指導機關は共產主義社會の經濟を物材バランスと勞働力バランスを保持することによつて指導統制することが出来るのではないか。

たとへば共產主義社會になつても、中央指導機關の財政需要は存在し、財政活動は貨幣なくして―貨幣關係なくして行われ得るのではないか。貨幣のない―貨幣關係のない社會でも財政現象―財政的關係はあり得るであらう。

二、新しい財政學の性格と、ブラウソリーの「財政の經濟學」に於ける公共經濟の意味及び經費論に關する疑問

一九五〇年代前期の英・米の新しい財政學の代表的形態であつ

現代財政學に關する若干の疑問

て、よくその特徴を表現するものとして、英國ではU. K. Hicks, Public Finance (Revised Edition, 1951, 2nd Edition, 1955) と、米國では Brownlee and Allen, Economics of Public Finance (Second Edition, 1954) を挙げることが出来る。既にヒックスの「財政學」(一九五一年版)は異・肥後共譯が刊行されてきたが、また先頃はブラウソリーの「財政の經濟學」(一九五四年、改訂版)の譯書が刊行された。財政學の研究に志す人々にとつて大きな便益を興えることである。譯者永田博士ならびにその協力者の勞に對して私は感謝の念を懷いてゐる。

現代財政學にはケインズ理論が滲透してその内容を豊かにしているが、嘗てゲルロフ(Gerloff)は「新しいケインズ理論が財政學に對して持つ重要性を高く評價しても決して過大評價にはならない……しかし新しい經濟理論を基礎とする一般的な説明は未だ缺けてゐる。新しい理論は部分的問題に適用されるに止まつてゐる」といふ(Handbuch der Finanzwissenschaft, 1 Lieferung, 1950, S. 6―7)。またマン(Karl Mann)は「英米に於ける財政學的思考の最近の基本形態は fiscal theory である。……これは fiscal policy を合理化したもの他にならない。その任務は fiscal policy によつて展開された法則を理論づけて、一の理論體系に纏め上げることである」といふ。そしてマンは新しい經濟理論を採り入れて纏めてゐる財政學書として Allen and Brownlee, Economics of Public Finance (1947) と、更に綜合性の高きものを Somers, Public Finance and National Income (1949) と、H. d. F. 7 Lieferung, 1952, S. 484―7)。マンの fiscal policy の各

個の手段の大部分—支出・課税・借入・債務償還—については詳しく検討されているが、fiscal policyの理論全體としては、統合を缺いていることを認める(前掲書 p. 485)。ブラウンリー・アレンの「財政の經濟學」は一九五四年の第二版で全面的な改訂が加えられている。(またサマアスの「財政と國民所得」はいま既に絶版となつてはいるようだが、恐らくは著者が改訂を加えつつあるのではないかと私は期待している。)

「財政の經濟學」の序文で、本書の目的は各種の fiscal institutionsの諸効果を、それらが厚生經濟學の基本的判斷基準に及ぼす効果に従つて cataloguesすることであるという。その判斷基準とは、(1)総合的經濟活動の水準と安定性、(2)生産物の構造—生産される財貨・用役の組成、(3)種々の所得受領者の間の所得の分配である。この目的を追及する立場から、また fiscal theoryを展開するものとして、本書は厚生經濟學的な財政政策理論の體系を示すものである。

ヒックスも「財政學」第七章で「財政學は確に經濟學の領域に入る。このことは財政學の研究には(従つてその目的をよく達成するために)經濟組織の運行に關する知識を豫め必要とすることを意味している。さらに財政學は應用經濟學の分野に屬すべきものであつて、純粹經濟學の分野に屬すべきではないことは明らかである。財政學は一の技術であつて實際問題の研究を對象としている……」(一九五一年版譯一〇三—四頁、2nd Edition, 1955, p. 101—2)。

現代の英米の新しい財政學の代表的形態を示しているこの兩書

する社會意識として、財政諸活動の經濟的諸効果の研究が刺戟されてきた。ヨーロッパ資本主義は一九二〇年代に擴大發展の段階を終つて停滯の段階に入つたが、アメリカ資本主義は一九三〇年の恐慌から停滯の段階に入つた。そこで米國では一九三〇年頃から財政の國民經濟的重要性の意識が急激に増大して、財政諸活動の經濟的効果について多く研究されるようになったのである。故にブラウンリーが「一九三〇年頃から……」というのは、特に「米國では一九三〇年頃から……」と限定して云わねばならない。或は讀者は私が片言隻句を捉えて問題として思うかも知れないが、「財政の經濟學」に於ては「米國では」という條件の拘束を必要とする場合が極めて多いので、特にこのことを指摘するのである。

ブラウンリーは「以前の財政學の諸研究では政府支出・収入・借入を個別的に取扱うのが典型的であつたが、いまはそのような個別的な取扱ひ方に重きを置かなくなつてゐる。財政學は急速に公共經濟の研究となつてゐる」という(p. 5. 譯書四頁)。そこで fiscal theoryという形態の新しい財政學に於ては個別研究が多く、統合に缺けていたのを、「公共經濟」の研究として統合的に把握しようとしてゐるのである。

しからば、ブラウンリーの云う「公共經濟」とはいかなる意味のものか。政府の活動には種々の規制の活動があるが、われわれが主として關心を持つのは規制の活動の効果ではなくて、政府の貨幣(資金)調達と貨幣支出の諸活動(money-raising and money-spending activities)の諸効果である。われわれが「公共經濟」と呼ぶのは、この領域—一の經濟單位としての政府の領域である。

現代財政學に關する若干の疑問

は、厚生經濟學的な財政政策理論または應用經濟學である(ヒックスに於ては技術であると明言する)ことに、その基本的性格を表明している。それはいずれも Kunst または Kunstlehre であつて、社會科學として財政學の體系を示すものではない。財政學が社會科學であるためには、いかなるものでなければならぬかなどという問題は、これらの財政學書の目的とする課題ではないから(この兩書の關することではないから)、そのことを批判するのは當らないという讀者もあろう。私の云おうとするのは、この兩書が財政政策理論または應用經濟學(または財政技術論)として優れたものであることは認めるとしても、社會科學としての財政學の體系を備えようとしていないと云うことである。

ブラウンリーの「財政の經濟學」に於ては特に米國的な偏色が強い(ヒックスの「財政學」に於ても、それほど強くはないが英國的な偏色がある)。米國以外の財政事實を研究の對象に殆ど加えていない。例えば第一章で「政府の間断のない擴大は、三〇年代を通じて始まつた政府の財政活動の諸變化と相俟つて、財政の研究に重大な變化をもたらした。一九三〇年頃から、即ち第一次大戰と第二次大戰の間の大不況が始まつた頃から、政府財政の諸部面は、國庫にいかなる衝撃を興えるかということとともに、經濟全體に興える諸効果に關してますます多く研究されるようになってゐる」という章句がある(p. 4. 譯書三頁)。「財政の經濟學」は資本主義財政を取扱つてゐるのである。ヨーロッパ資本主義諸國では既に一九二〇年代から、財政の國民經濟的負擔の擴大—財政の經濟拘束性の増大(さらに慢性的不況による景氣感受性の増大)という現實の事實を反映

われわれの分析の大部分はこの公共經濟に關することになる—即ち政府の貨幣支出と貨幣調達の活動が、經濟内に於ける資源の配置(配賦)・所得の分配・經濟活動の水準に對する諸効果を研究することになるという。そして經濟單位としての政府は、私經濟的單位(企業單位・消費單位)と多くの點に於て類似するが、その運操作に於て私經濟的單位と相違する最も重要な點として、(1)政府が達成しようとする目的が異なること、(2)公共經濟と個人との間で用役と讓出(貢納)が交換される條件は私經濟的財貨・用役の交換に於ける條件が異つてゐる—公共經濟の多くの部分への参加は強制的であるが、私經濟のいかなる分野への参加も任意自發的であること、(3)政府は私的計畫としては行い難い仕事を行うこと、(4)連邦政府が必要とあれば他の經濟單位から調達した収入によらないで、政府が貨幣を發行して支拂をなし得ることなどであるという(p. 9. 譯書八—九頁)。

ここで見るように「公共經濟」ということは、經濟單位としての政府を意味している。そして私經濟的單位との相違點について、殊に(2)ではこの公共經濟と個人との間の用役と讓出金(貢納)との交換條件が異なるという。従つて「公共經濟」を交換經濟内に於ける一の經濟單位としての政府としてみ把握しようとしてゐるのである。しかし、また「政府が提供する用役の大部分の價格を決定する市場は、一般に云われる市場の意味では存在しない」という(p. 11. 譯書一〇頁)。近世の交換經濟は市場經濟である。従つてブラウンリーは、政府を市場經濟内に於ける經濟單位として、また政府と私經濟的單位との結合關係を交換經濟—市場經濟關係に於て見ている

ことになる。しかし政府と私経済的單位との結合關係(参加)に、任意自發的な關係と、強制的な關係があることは認めている。さらに、經濟全體とか、公私綜合經濟 (the combined public-private economy) ということも云っている。私はブラウリーの「財政の經濟學」に於ける一の基本觀念である「公共經濟」の規定に於て重大な混迷が在ると思う。財政活動の主體である政府は、私經濟的單位(企業單位・消費單位)私的(家計)との結合關係―結合過程に於て、任意自發的な市場(交換)經濟的結合關係と、強制的性質を持つ公共經濟的結合關係とが在ることを(その事實認識がブラウリーの前記の記述のうちに潜在しているにも拘わらず)明確に顯示してはいないのである。従つてまた近世社會經濟が公私綜合經濟であるという認識から、私經濟的單位との結合關係に於ける政府の地位が(また私經濟的單位の地位も)、任意自發的な結合關係によつて形成される市場(交換)經濟の領域に於ける經濟單位としての地位と、強制的な結合關係によつて形成される公共經濟の領域に於ける經濟單位としての地位を持つ(政府は私經濟的單位に對して強制的支配力を持つことに於て公共經濟の主體の地位を持ち、私經濟的單位は之に従屬する公共經濟の構成要素である)。即ち、社會に何等かの形態の國家公共體が発生してその政府が經濟財の調達と處分という財政活動が始つてから以後の社會經濟はブラウリーの言でいえば公私綜合經濟である。ピグーに於ても「財政學研究」第一版(一九二八年)に於ては「政府と相對立するものとしての社會全體」という章句があるが(p. 20)、その第三版(一九四七年)に於ては、「政府を含む社會全體」といつている(p. 22)。公私綜合經濟 (the

combined public-private economy) と云うならば、交換經濟内に於ける經濟單位としての政府の存在を認めるといふことに止まるべきではなく、更に前進して社會經濟全體が交換經濟的領域と公共經濟的領域によつて構成されていることを認識すべきである。財政主體である政府は交換經濟と公共經濟の構成要素であるという二の地位を持ち、交換經濟的過程と公共經濟的過程とに於て財政活動を行う。この事實の認識を缺いたのでは「財政の經濟學」が目的とする財政の經濟的效果の探求も、政府が社會經濟に於けるいかなる地位に於て、またいかなる經濟的過程に於て財政活動を行つて私經濟的諸單位に働きかけるか、その働きかけ方を正しく把握することが出来ないではないか。折角、従来のような個別的研究の段階―統合を缺いていた段階から、財政諸活動の經濟的諸效果の總括的把握の段階に進もうとしているにも拘わらず、その總括的把握の據點とする「公共經濟」の意味の把握が不完全であると思う。それ故に、卒直に云えば、この新しい財政學は出發點に於て基本的缺陷を持つていふと思う。「この批判はヒックスの「財政學」についても云える。ヒックスの Public Sector of the economy, Private Sector of the economy」というが(一九五一年版、譯書八頁、一九五五年版、p. 8) の Public Sector の構成については British Public Finances (1954) p. 9. に明示している。)

「財政の經濟學」の支出論―經費論に關して私は疑問を持つていふ。「政府は種々な用役を提供する。……政府支出の大部分は政府用役の提供のための支出であつたし、また今後も恐らくそれが續くであろう」といつている(p. 5, p. 187; 譯書五頁、一八二頁)。ブラウリー

は、政府支出を(1)資源使用の支出 resource-using expenditure と(2)移轉支出に分類し、一九四〇年および五〇年の政府支出の約四分の三は資源使用の支出であつたといふ。この資源使用の支出は、財貨・用役に對する支出 expenditure for goods and services であつて、この資源使用の支出によつて、政府の用役作出の活動 service producing activity が實現される。財貨と用役に對する支出が政府用役を作出して國民に提供する。従つて、資源使用の支出が、國家(公共)用役の提供という形態で國家給付(benefit)を提供する。移轉支出は直接的な貨幣支拂という形態の國家給付―貨幣給付を提供する。ブラウリーは「政府殊に連邦政府は用役作出の活動に加えて、經濟内の比較的大きなグループに對する直接の貨幣支出という財政活動に關係していることが多くなつていふ。この支拂は財貨・用役と交換して行われるのではなく、屢々 transfer payment と呼ばれている。その例は公債利子・老兵恩給年金・社會保障制度による給付金・直接救濟金の支拂などである」(p. 6; 譯書六頁)。しかし「正確に何が移轉支拂を構成するかについては完全な見解の一致がない」といつている(p. 29; 譯書四三頁)、ブラウリーは内國債の元本償還を移轉支出と認めていないのである。内國債利子の支拂は移轉支出であつて、内國債の元本償還は移轉支出ではないといふのであろうか。若し、そう解釋するならば、それは誤りであろう(外債利子のことを云つて居ないのは米國の事實だけに限定していることを現わしている)。前記のように「われわれが主として關心を持つのは、貨幣調達と貨幣支出の活動の效果である」といつているが、それならば内國債元本の償還の支出も貨幣支出の活

動の一形態であり、移轉支出の一形態として、その效果分析が行われるべきではないか。或はここに云う財政活動の效果とは、所得効果のことであつて、公債の元本償還の效果は資産効果であるから、ブラウリーは之に觸れないのであるといふかも知れない。それならば「財政の經濟學」は財政活動の資産效果については全く言及していないか。または財政活動の資産效果は所得效果に全く關連を持たないといふのであろうか。そのいずれも誤りである。

財政活動が「所得分配」に與える效果は、この書で取扱われている重要な課題の一であるが、政府支出に對する指針として示そうとした原則の一として「所得の分配を變更する支出は移轉支出でなければならぬ」と云い(p. 108; 譯書一六四頁)、また「主として所得の不平等を個人所得の分配によつて示しているが、資源の所有の分配―『富』の分配も考慮しなければならぬ。資源所有の型に影響する諸政策は、個人所得の分配にも影響を與える。資源所有の型が平等になれば、自動的に個人所得の分配を一層平等ならしめる……」と云つていふ(p. 110; 譯書一六七―七二頁)。そして「主として高所得階層に流れる政府支出の一の主要項目は公債利子である」といつている(p. 179; 譯書一七四頁)。公債利子の支拂は公債所有者に流れ込むのであるから、公債の元本償還も公債所有者である高所得者層に流れ込む移轉支出であつて、資産所有形態を變え、また資産の價格を變えることを通じて、その資産效果を通じて所得效果を持つことにならう。

何故に、ブラウリーは、内國債の利子の支拂を移轉支出と認めながら、内國債の元本償還の支出を移轉支出と認めないのかを私は

疑問とする。

さらに私が疑問に思うのは、ブラウソリーは、財政活動によつて
— 財政支出によつて作出され國民に提供される國家(公共)給付(譯
書では便益)は、移轉支出によつて提供される貨幣給付と、資源使
用の支出(財貨・用役を對象とする支出||物件費・人件費)によつ
て作出される用役給付だけを認めて、資源使用の支出によつて作出
される國家(公共)給付に財貨給付があることを認めていないので
ある。

財政支出によつて作出され提供される國家(公共)給付の形態の
認識にも歴史性がある。ワグナーは一八七〇年代に、財政は有形財
(殊に貨幣)を調達し、之を以て國家がその任務を遂行するために
主として無形財(公共施設—公共用役)を作出する—有形財を無形
財に轉換するといつて居る。財政支出によつて作出され提供される
ものは現實の事實に於て主として用役給付であつた。しかるに、一
九二〇年代に於ては主要諸國の國家經費の五〇%乃至は六〇%が移
轉支出であり、對内的貨幣給付の提供であつた。この現實の事實を
反映して、ドイツのホルム(Holm)の如く國家經費、を人件費と物
件費によつて行政給付を作出するもの、貨幣給付を作出するものと
する理論が現われ、また英國ではビグーの移轉的經費(ホルムの對
内的貨幣給付に該當する)と、實質的經費(人件費・物件費・對外
的貨幣給付を含む)に區別する理論が現われている。一九三〇年代
から殊に四〇年代に於ては社會保障費の擴大につれて、金錢的給付
(貨幣給付)の提供、公共施設の提供または療養給付などの用役給付
の提供のほかに、例えば無償(または低價)の藥物・義齒・給食・

教材支給などの財貨給付が提供されている。そして、貨幣給付と財
貨給付の提供によつて國民が享受する利益は可分的(divisible be-
nefit)であり、また教育施設その他の用役給付についてもその利
益の可分的なものがある。米國を含めて現代主要國家の經費が作出
しその國民に提供する公共給付は貨幣給付・用役給付・財貨給付で
あるのに、何故かブラウソリーの「財政の經濟學」は財貨給付の形
態の公共給付が存在する現實の事實を無視している。

ここにヒックスの解釋について觸れて置きたい。ヒックスは *visible benefit* を作出し提供する經費 *visible expenditure* は、貨幣授與の形態の所得移轉 *income transfer* のほかに、次
の二の形態をとるといふ。(i) 財貨および用役の提供—例えば公共
教育・國民保健事業または地方公共團體が提供する住宅など、(ii)
或る種の財貨および用役を費用より低價で消費する權利—例えば補
助金が與えられている食糧などである。この後者を支出移轉 *outlay*
transfers と見ることが出来る(一九五五年版、p. 203。五
一年版譯書では二六九頁参照。五一年版と五五年版とに於て叙述に
若干の相違がある)。この可分的經費に支出移轉という形態があ
るといふ解釋に私は疑義を持つて居る。例えば政府が外國食糧を買
付けて、國民に無償または低價で提供する。その場合に政府が食糧
|| 財貨を買う物件費支出によつて調達して國民に低價または無償で
提供することは、財貨給付の形態の國家給付である。その財貨給付
の提供がなければ、國民は食糧購入に高い價格を支拂ねばならな
い。その財貨給付があるために食糧購入の支出を省く結果になるか
ら、食糧費の私的支出に代わるもの又は補うものとして「支出移轉」

の形態の可分的經費であると解釋するならば、その論理には一段階
の飛躍があると思う。その國民の私的支出を省くことになるのは、
その低價または無償の財貨給付(または用役給付)が提供されるこ
との結果である。財政支出が作出し提供するものは財貨給付または用
役給付であつて、「支出移轉」そのものではない。故に、私は財政
支出によつて作出される國家(公共)給付の形態は、貨幣給付・用
役給付・財貨給付であると思う。

三、社會主義「經濟學教科書」に於ける

國家消費と租稅後轉の否定

ソ同盟科學院經濟學研究所著「經濟學教科書」は、近年の重要な
經濟學書の一であるが、それに含まれる財政學に關する問題につ
いて私は疑問を持つて居る。この經濟學教科書は改訂版が刊行された
が、私の疑問とする諸點については改訂が加えられていない。その
改訂はソ連内に於ける批判に基くものであると聞いている。もしそ
うだとすると、ソ連の學者たちは、私が疑問とする—誤謬であると考
えている所を修正する必要を—その誤謬を認めていないのである。

「經濟學教科書」は「社會で生産される生産物は生産的消費か個
人的消費かに役だつ。生産的消費というのは、財貨を作り出すために
生産手段を使うことである。個人的消費というのは食物、衣類、住居
などに對する人間の欲望をみたすことである」といふ(第一版 六頁。
社會生産物の生産的消費と個人的消費を云うが、國家(公共)消費
ということ認めていないのである。

社會の政治的・上部構造である國家はいつできあがつたか。社會が

現代財政學に關する若干の疑問

階級に分裂したために國家が必要となり、奴隸制度の發生とともに
國家が發生したといふ(改訂版 四四三頁、六二二頁)。奴隸制社會から以後の
社會の發展に於て、國家は社會の土臺(社會の經濟構造)に働きか
けて、その發展を速めたり遅らせたりしている。國家(社會の政治
的・上部構造)が社會の經濟構造に働きかけるについて—その發展を
速めたり遅らせたりする效果の實現について、社會生産物の國家消
費|| 國家の非生産的消費が重大な要因ではなかつたか。

第十五章では「資本主義國家の支出の壓倒的部分は非生産的なも
のである」といつて居る(改訂版 三三〇頁)。「資本主義のもとでは、
國民所得のうちで生産の擴大に充てられる部分は、社會にとつて可
能であり必要であるものに比べて非常に少い」……「資本主義のもと
で蓄積の規模が相對的に少いのは、國民所得のかんりの部分が資本
家の寄生的消費や非生産的支出に充てられるためである……資本主
義のもとでは國民所得のうち軍事費・軍備擴張・國家機關の維持に
充てられる部分がますます大きくなる」といふ(改訂版 三三二頁)。
生産の擴大に充てられる部分を少くし、蓄積の規模を少くしている
重大な原因は、國家支出の大部分が非生産的支出であり、社會生産
物の非生産的消費であるからではないのか。序論のように、生産的
消費と個人的消費だけを云つて、國家的消費を云わないのでは、右
の事實を説明し得ないではないか。

また、國家支出が國家の内的機能または外的機能をはたすために
社會生産物を消費するのか(國家消費)、または貨幣所得の再分配だ
けを行うのか(移轉支出)についての分析もない。移轉支出はその
受領者に於て處分されて、個人的消費または生産的消費となつて、

初めて社會生産物を消費するのであつて、國家の移轉支出は社會生産物の國家消費ではない。

要するに、社會生産物の國家(公共)消費があることを云わないのでは、國家支出が社會の經濟構造に働きかけて、その發展を速めたり遅らせたりする働きかけ方の分析が不完全となるのである。

租税の問題に進むと不完全さが一層強く現われて、重大な誤謬をすら示している。それは租税の後轉を否定していることである。

資本主義のもとでは、租税は勤勞者の所得の一部を豫算を通してブルジョアに有利に再分配することによつて、勤勞者を追加的に搾取する形態となつていくという。そして租税は個人個人の所得にかけられる時には直接税と呼ばれ、賣られる商品(おもに日常消費物資)やサービス(例、映畫演劇の入場券、都市交通機關の乗車券など)にかけられる時には間接税と呼ばれるという。この直接税と間接税の區別も極めて不完全であるが、更に重大なことは「間接税は商品の價格やサービスの料金を引き上げる。實際には間接税を拂うのは買い手である」といつていふことである(第一版三四一頁)。

これは租税轉嫁の問題であるが、この「經濟學教科書」は租税轉嫁の前轉(賣り手から買い手への負擔の轉嫁)だけを認めて、後轉(買い手から賣り手への轉嫁)の事實を否定しているのである。これは重大な誤謬ではないか。

例えば、商品の買い手が獨占の大企業者で、賣り手が取引能力の弱い中小企業者であれば、商品またはサービスにかけられる租税は中小企業者に後轉して行くのではないか。また商品としての勞働力の賣り手である勞働者にかけられる租税は、その勞働力の價格(賃

銀)を引き上げて勞働力の買い手に轉嫁(前轉)するの。例えば

社會保障税(失業保険その他の社會保障の掛金)の雇主(勞働力の買い手)の負擔部分が、失業者群が存在するという壓力もあつて、勞働力の賣り手である勞働者の負擔に轉嫁(後轉)して行くことはないのか。また後進農業國または植民地から先進工業國に輸入される商品に關税が課せられると、その商品の價格の値下りを通して、その輸入關税の負擔が後進農業國または植民地の人々(賣り手)に後轉することはないのである。

租税轉嫁の前轉だけを認めて、後轉という事實を認めないのである。この「經濟學教科書」が承認しているスターリンの命題「最大限利潤」を追求するために、獨占の大企業者が勞働者・小生産者・植民地を搾取する過程に於て、租税が追加的な搾取の形態となることを否定することにもなる。勞働者は間接税によつて價格の騰貴した商品(おもに日常消費物資)の買い手となるより前に、既に商品としての勞働力の賣り手として、雇主(勞働力の買い手)から租税負擔の後轉の壓力を受けているということこそ、社會主義經濟學の立場ではないか。しかるにこの經濟學教科書は、租税の前轉だけを認めて後轉の事實を否定しているのは甚だ不可解なことであり、誤謬であると私は思つてゐる。

四、公債による資金調達の便宜と隠蔽について

課税と公債とは競合する主要な財政手段である。課税の目的については、アドルフ・ワグナーは、純財政的目的と社會政策的的目的があると云う。純財政的目的というのは收入調達のための目的である。課税

の社會政策的目的というのは、收入目的とともに、(Austreich)、または收入調達の目的とは別に單獨に、(allein)社會政策の手段となるということである。このワグナーの解釋については、その後多くの學者の論議があつたが、一九四〇年代↓五〇年代に於ては、課税に收入目的と政策目的があると云うことは殆ど一般に承認されるようになつてゐる。例えばドイツのゲルロフは Die Oeffentliche Finanzwirtschaft, 2. Auflage, 1948 (S. 148—65) で、課税の

目的によつて、Finanzsteuer (財政的租税)とOrdnungssteuer (規制の租税)があるという。財政的租税は公共需要の充足に必要とする手段(收入)を、經濟的に合理的な方法で調達することを目的とする。規制の租税は收入の調達ということを顧慮しないで、特定の經濟政策的または社會政策的な目的を持つという。收入目的を持つ租税も或る政策的目的を伴ふことがあるが、それは收入調達という主目的が害されない限りに於ての副目的であるという。私が意外に思うのは、ゲルロフの本書の序文に於て第一次大戦と第二次大戦および世界經濟恐慌に於ける經驗的事實を本書の敘述にとり入れたと云つて居るが、租税の目的によつて財政的租税と規制の租税とに明かに區別したのは第二版(一九四八年)であつて、本書の第一版(一九四二年)に於てはこの區別をしなない舊觀念によつていたとゲルロフ自身が云つてゐることである(2. Auflage, S. 149)。少くとも一九三〇年代の現實の經驗的事實が、ゲルロフの財政學說に反映することがいかに遅かつたかということに驚くのである。

またサマース(Somers)は、課税の非收入的目的 Non-revenue purposes と諸効果を益々多く認識しようとする傾向があること、

現代財政學に關する若干の疑問

租税政策の形成に於て完全雇用原則にますます重要な役割を興えようとする傾向があることを認めてゐる(Somers, Public Finance and National Income, 1948, p. 132, p. 136)。

租税に收入目的と政策目的とがあるならば、租税と競合する財政手段である公債にも收入目的と政策目的とがある筈である。

例えばアダム・スミスの「國富論」では「戦時には平時の施設の經費の三倍または四倍を要する施設が國家の防衛のために必要となり、従つて平時の收入に比して三倍または四倍の收入を必要とする。殆どないことだが、假りに君主がその經費の増大に應じて即時に收入を増加し得る手段を持つてゐるとしても、しかもなおその收入増加の源泉となるべき租税収入は賦課されてから十ヶ月或は十二ヶ月の後にならなければ、國庫に入り始めないであろう。……即時當面の危險に際會した場合に、即時に巨額の經費を支出せねばならないから、新税の漸次緩慢な收入を待つては居られないであろう。この危急な事態に際しては、政府は借入に頼るよりほかには頼るべき手段があり得ないのである」と云う(The Wealth of Nations, edited by Cannan, Vol. II, p. 395. 大内譯では第五分冊、一一頁)。「商業國の臣民には資金を貸付ける能力と、貸付の意向または意思がある。商業國家の政府は非常の場合に、資金を政府に貸付ける臣民の能力と意思とに頼る傾きが極めて多い。政府は借入の便宜のあることを豫知して、節約の義務を免れるのである。……近代諸政府の大部分の經常費は、平時に於て既に經常收入に等しいか、ほぼ等しいので、戦争となるとそれらの政府はその經費の増加に應じて收入を増加することを欲しないし、またその能力もない。近代諸政

府がそれを欲しないというのは、人民の憤りを招くことを恐れるからであつて、人民は甚しく巨額の且つ突然の増税によつて、忽ちに戦争を嫌忌するようになるからである。また近代諸政府にその能力がないのは、いかなる租税が所要の収入を充分に生ずるであろうかをよく知らないからである。その時に、借入という便宜があるために、この不安と無能力とによつて若しこの便宜がなければ生ずる等の困惑から政府を救ふことになる。政府は借入によつて、極く穩當な増税により、戦争を遂行するに足る資金を年々調達し得ることになり、また永久公債制度の方法をとることによつて、出来る限り最少額の増税を以て、出来る限り最大額の資金を年々調達し得ることになる」という (p. 308, p. 309. 大内譯では一五頁、三六頁)。スミスの公債論は君主または國家が公債に頼らざるを得ない事實の説明に始まり、公債による資金調達を可能ならしめる條件として人民の貸付能力と意思が存在する理由、君主または國家が公債による資金調達の便宜を持つこと、商業資本の利益と君主の便宜とが結合することを示している。公債殊に戦時公債を、急速豊富に所要の資金を調達し得る手段として—収入調達の便宜を理由として是認する限りは、近世の財政學者の公債論の多くはスミスの公債論の枠外に出ないなかつたのである。

例えばビグーも、「バステブルがいう『慎重を期するならば、起債は嚴密に經濟的(收利的)な經費のためを除いては決して採用すべきでない』という解釋をすべて平常状態に於て正しい途を指示するものとして是認するが、但し大戦争という特殊の場合には無條件にこの原則に従ふことは出来ないという。極めて巨額の収入を

即時に必要とし、租税によるよりも公債によつて急速に所要の収入を調達し得る。自由資金を有する所から資金を吸収して當面の混亂を避けることが出来る。その時に資金の餘裕を持たない者にはその資金を蓄積する時間を與える。しかし、公債が戦争資金の調達に使用される限りは、同時に少くとも公債利子を支拂うに足る新税を課すべきである。それではなければ國家の財政的安定が脅かされる。また戦後に、一般人民は當然減税を豫期しているのに反して、増税を行うという矛盾に陥り、重大な不満を生ぜしめる。また大規模の戦争に於て課税のみによる財政政策は、たとえ理論上はいかに優れていても、國民がそれに堪え得ないという簡單な理由で、事實上は問題とならない。この二點に於ては少くとも英國に於ては一般に意見が合致している……」(Rigou, A Study in Public Finance, 1st Edition, 1928, p. 247—8. Political Economy of War, 1940, p. 73—4.)

このように、アダム・スミスもビグーも戦費の財源としての公債を、収入調達の目的—収入調達の便宜を根據として是認している。しかし、支配者または支配階級が租税と競合する財政手段として公債を選択する場合に、公債の目的は収入調達の便宜という収入目的のだけであつたらうか。

アダム・スミスは、戦時に於て増徴する「いかなる新税も、程度に相違はあるが、人民に直接に感ずる。それは常に何等かの不平を惹き起し、何らかの反對を受ける」という (p. 407. 大内譯、三八頁)。

またマルクスの資本論には「政府は國債によつて納税者に直接に

感知せしめずに臨時費を支辨し得ることになる」という章句がある (資本論、長谷部譯では一六五—三頁)。

スミスもマルクスも、臨時費としての戦費の財源を、租税に求めるか、公債に求めるか、その資金の調達方法によつて、人民に納税者が直接に感知するか、直接に感知しないかということをつているのであるが、何故に租税によつて資金を調達すれば直接に感知するのか、公債によつて資金を調達すれば直接に感知しないのか、その理由の説明がない。

或は讀者は、スミスとマルクスは人民が戦費の負擔を直接に感知する、または感知しないという事實を云つていたのであつて、その理由の説明を必要としないというであらうか。在るがままの事實を示せばよいのであつて、その事實を生ぜしめる理由を探求しなくてもよいというであらうか。私はそれでよいとは思わない。その理由を探求し提示しなければならぬと思う。

私はこう解釋する。租税によつて戦争資金を調達すれば、その租税の負擔の分配を通じて戦費(臨時費)を使用する當時に於て戦費の負擔の分配が決定する。これに反して、公債によつて戦争資金を調達すれば、戦費(臨時費)を使用する當時に於てはその戦費の負擔の分配が決定しない。公債(任意公債)に應募して資金を提供する者は、その證券投資の對價物(公債の形態の流動的な資産)を取得るのであるから、その資金を提供したことは戦費を負擔したことでない。その公債の將來に於ける元利金の償還がいかなる人々の負擔に於て調達されるかという事は、公債による資金調達の當時に於ては、その負擔の分配が未決定である—將來の決定に残され

ている。その戦費使用當時に於て負擔の分配が未決定であるために、戦費使用當時の人民は直接にその負擔を感じないのである。即ち、公債によつて戦争資金を調達する「便宜」は、同時に戦費の負擔の分配が未決定であるために戦争當時の人民に戦費の負擔を感知させないようにする—戦費の負擔を隠蔽することになる。「便宜」が「隠蔽」を伴つていゝ。戦費(臨時費の最大のもの)の財源を公債に求めることは、収入調達の便宜という収入目的と、戦費負擔の隠蔽という支配者または支配階級の政策目的を持つていたと解釋すべきであると思う。

J. A. ホブソンは「帝國主義論」の第七章で、帝國主義財政の特徴を示しているが、その租税政策に現われた特徴として「帝國主義は間接税を利用する。その理由は主として収入調達の便宜にあるのではなく隠蔽の目的のためである」という (Imperialism, 3rd Edition, 1938, p. 97—8. 矢内原忠雄譯一五六—七頁)。この隠蔽作用は間接税よりも公債に於て一層に強いのに、ホブソンは公債の負擔の作用については少しも言及していないのを私は甚だ不思議なことであると思つていゝ。

ホブソンの云うように、帝國主義財政に於て社會の支配的經濟勢力が直接税よりも間接税を選ぶのは主として便宜よりも隠蔽の目的のためであるとしても、戦争財政(殊に初期の段階)に於ける財源の選擇は先ず租税一般と公債との選擇である。緊急の事態に迫られて、現實に所要の収入調達を可能ならしめる便宜を主たる理由として公債を財源とせざるを得なくなる。しかし、公債を財源とすることに必ず「隠蔽」を伴うために、財政指導者をしてビグーの指摘し

ているような戦時増税の必要の認識または増税の實行を遷延させる。「隠蔽」という要素が「便宜」の過度の利用に導いて、戦争財政の破綻を生ぜしめる一の原因ともなるのである。

公債の政策目的が強く認識されるようになったのは、一九三〇年代になつてからである。試行錯誤として始められた「誘い水政策」から「補整的財政政策」への發展過程を規定したのもハンセンの言を以てすれば more by accident than by design であつた (Hansen, Fiscal Policy and Business Cycles, 1941, p. 116.)。一九三〇年代の誘い水政策に於ても補整的財政政策に於ても、公債を財源とする政府支出に所得膨脹効果を求めている。しかし、公債の政策目的は公債に求める効果は、米國の例に於てはブラウンリーの云うように一九三〇年代と四〇年代とに於ては變化している。三〇年代の借入(公債發行)は財貨・用役に對する貨幣支出を擴大することを目的とするものであつたが、第二次大戦中および戦争直後に於ける個人への公債證券の賣却は財貨・用役の私的購買を減少させることを目的とするものであつた (Brownlee and Allen, Economics of Public Finance, 2nd Edition, p. 123. 邦譯二二頁)。

公債の政策目的は、一九三〇年代前期の試行錯誤として始められた公債政策の現實の所得膨脹効果を通じて明確に認識されるようになったが、その場合にも經費負擔の分配の未決定の問題は残つてい

る。そこで一の問題がある。殊に一九四〇年代に於て、財政を通ずる所得再分配の問題について Barua, U. K. Hicks そのほか、五〇

年代では Carter, Peacock そのほか多くの研究が現われているが、それらはいずれも租税を財源とする財政支出(租税支出)の所得再分配効果の分析である。現代財政の主要形態は租税支出と公債支出とであるが、租税支出の所得分配(再分配)効果については多くの研究があるのに、公債支出の所得再分配効果の研究は殆どないように思う。その理由は、公債を財源とする場合には經費の負擔の分配が未決定であるためであらうか。公債支出の所得膨脹効果については既に分析されている。公債支出の所得膨脹効果は分析し得るのに、所得分配(再分配)効果は分析し得ないのであらうか。ケインズ理論が財政學の分野に滲透して行く過程に於て、大體、一九三〇年代後期から四〇年代にかけては公債支出の所得膨脹効果の理論的分析・證明が主要課題となり、四〇年代の前期には所得再分配効果を持つ租税支出に所得膨脹効果があること(例 Kator の證明)、更に四〇年代中期以後に於ては所得再分配効果のない租税支出にも所得膨脹効果があることを證明する課題(例, Haavelmo → Hansen)に移行している。ここに、公債支出の所得分配(再分配)効果の分析(恐らく資産効果と関連した分析)の課題が残されている。經費負擔の分配が未決定であるという條件は、必ずしもこの課題の分析を不可能ならしめるものではないと思ふ。

現代財政學に關する私の疑問は、この四題に盡きるのではないが、既に豫定量を超えたので、残された問題については他日の機會に表明することにする。

労働供給に關する覺書

辻村 江太郎

さきに吾々が賃金決定に關する分析を試みた際(註二)に明かとなつたことは、

- (1)賃金は多くの限界生産力説的賃金論が説明するような意味での、労働需要曲線と労働供給曲線との交點に定る均衡價格ではない。
- (2)貨幣賃金の硬直性に關するケインズの前提は一般的妥當性を缺いていにも拘らず、彼の「人々は一般にその時の賃金を基礎として彼等が働き度いと思ふだけの仕事を實は殆どしていない」という想定は實狀を備えている。
- (3)労働市場に於ける供給者側の競争として通常想定されている價格競争、即ち「より低い賃金で働こうと申出る」ことによつて雇用される機會を握もうとする競争は實際上重要ではなく、「労働の質」に於ける競争こそが基本的である。
- (4)この労働の異質性が需要側の價格(賃金)・競争を促すモメントであり、これがあるが故に賃金水準は企業毎の労働限界生産力の順位と平行して定るのである。

労働供給に關する覺書

側の態度は何ら積極的作用を示していない。

それでは労働供給側の態度は全く資料の上に現れないかといふと、そうではないのである。

上に述べたように企業規模別賃金格差は労働生産性の企規模格差に伴つて現れるのであるが、労働生産性が一定の水準まで低下するとそれまで平行に低下してきた賃金水準が(逆の)頭打ちを示して、兩者の平行關係が崩れるのである。この資料に現れる賃金の最低水準は「これ以下の賃金では働きたくない」という臨界水準を示している。臨界水準を示す線を従来の労働供給理論の慣例にしたがつて限界不效用線と呼んだのであるが、どのようなにしてこの臨界水準が現れるのかは必しも明かではなかつた。

この點を出發點として本稿では労働供給主體の行動に關し若干の豫備的考察を試みようとおもふ。

